

(別添)

「新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業実施要綱」新旧対照表 (変更箇所は下線表示)

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業実施要綱</p> <p>第1. 略</p> <p>第2. 事業の実施主体</p> <p>この事業の実施主体は、都道府県のほか、新型インフルエンザ等が発生した際、患者への医療を提供することとしている新型インフルエンザ等患者入院医療機関 <u>(新型コロナウイルス感染症対策のために行う事業においては、「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」(令和2年6月19日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関(都道府県が指定した(指定予定を含む。)新型コロナウイルス感染症重点医療機関、新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関のほか病床確保計画に基づき病床を確保する医療機関。以下「重点医療機関等」という。))とする。</u></p> <p>第3～第4. 略</p> <p>第5. 経費の負担</p> <p>当該事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。</p> <p>第6. その他</p> <p><u>(1) 重点医療機関等は、第5の国庫補助を受け、施設整備を行った後、感染の流行状況に応じて都道府県から重点医療機関等としての解除等を受けた場合であっても、その後再度都道府県からの要請等に従い重点医療機関等となる意思がある場合においては、先の解除等をもって財産処分(転用)をしたものとはみなさないものとする。</u></p> <p><u>ただし、自ら辞退を申し出て解除を受けた場合や、都道府県からの再度の要請等に応じ</u></p>	<p>(別紙)</p> <p>新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業実施要綱</p> <p>第1. 略</p> <p>第2. 事業の実施主体</p> <p>この事業の実施主体は、都道府県のほか、新型インフルエンザ等が発生した際、患者への医療を提供することとしている新型インフルエンザ等患者入院医療機関とする。</p> <p>第3～第4. 略</p> <p>第5. 経費の負担</p> <p>当該事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。</p> <p>第6. その他</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>この要綱に定めのないものについては、健康局結核感染症課と協議するものとする。</p>

ない場合にはこの限りではない。

(2) この要綱に定めのないものについては、健康局結核感染症課と協議するものとする。

(別添) 略

(別添) 略